ください。 年3月末 ホームページからお申し込み 応募方法 大分農政事務所の

kyusyu/oita/index.html http://www.maff.go.jp/ **也**九州農政局大分農政事務所 応募締切 2 月 28 日 (日)

 $\begin{array}{c} 0 & 9 & 7 & 5 & 3 & 2 & 6 & 1 & 3 & 1 \\ 1 & 3 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 & 1 \\ \end{array}$ 

# 平成22年度県政モニター募集

意見・提言、県が提示する 活動内容 テーマについてのアンケート 活動期間 への協力 県政への随時のご 平成22年度

共団体の議会議員を除く) 上の方(公務員、国、地方公 応募資格 県内在住の20歳以

する方

た幼児で、大分県内に在住

応募締切 募集人員 2月26日金 2 0 0 人

詳しくはお問い合わせくださ

 $\begin{array}{c}
097 \\
506 \\
2096
\end{array}$ 

## 企業表彰」候補企業 平成22年度「均等・両立推進

の模範ともいうべき取組を推 のための取組」について、他 事と育児・介護との両立支援 めの積極的な取組」および「仕 働者の能力発揮を推進するた 厚生労働省では、「女性労

補企業を公募します。詳しく ます。そこで平成22年度の候 進している企業を表彰してい

応募締切 はお問い合わせください。 3月31日水

**過大分労働局雇用均等室 2**097 - 532 - 4025

## 幼稚部入学者募集 平成22年度大分県立聾学校

#### 募集対象

○両耳の聴力がおおむね60デ ○平成16年4月2日から平成 19年4月1日までに生まれ または著しく困難な方 聴器等を使用しても通常の シベル以上の方のうち、補 話声を解することが不可能

日 (金) 受付期間 (土、日、祝日除く) 出願手続き等、詳しくはお 午前9時~午後4時 2月8日月~ 19

問い合わせください。 2097 - 543 - 2047

相談

#### 試験

募集定員 大学校第2次学生募集

平成22年度大分県立農業者

日時

3月2日火

農学部 総合農産科(花き・果樹)

料金 内容

暴力団等が関係した被

佐田健司氏・宮川隆

氏

議室 場所 試験期日 ともに若干名 総合畜産科 3月23日火

出願期間

申・ 過大分県立 農業大学校 3月1日月~16日火

教務・学生課

**2**0974227581

# 平成22年度大分県立聾学校高 等部本科·専攻科入学者選考

募集期間 前期入学者選考

選考期日 3月9日 2月15日月~19日金

後期入学者選考

募集期間

選考期日 3月15日月~17日水 3月18日休

わせください。 手続き等、詳しくはお問い合 募集学科、応募資格、 出願

**2**097 · 543 · 2047

当警察官及び暴力追放相談委 守られます。 談に応じます。相談の秘密は **2**097 - 538 - 4704 **圆暴力追放大分県民会議** 員が、面接又は電話による相

#### 談週間 悩まず どんとこい労働相

午後8時(来所は午後6時30 受付時間 平日 午前9時~ **期間** 2月15日月~21日日 分まで受付)

土・日 午前9時~午後5時 (来所は午後5時まで受付)

電話相談 相談方法

来所相談 労働委員会相談室 097 - 536 - 3650 (県庁本館7階

097 - 506 - 1788ファックス相談 **2**097 · 506 · 5241 

# 民事介入暴力集中相談所の

(大分市荷揚町4-1) 大分文化会館 第3会 午前10時~午後4時 場 所 時~午後3時 火・23日火 各日とも午前10

日時 個別税務相談会(無料) 2月12日金·23日火

担当税理士 国東町商工会 会議室

害や不当な要求などの困り事 について、弁護士、暴力団担 申・過国東町商工会 事前に申し込みが必要です。 **3**0978 **2**0000

### 行政相談

場所 日時 3月10日水 午前10時~正午

国見町 みんなんかん

安岐町 安岐総合支所 207会議室 第2学習室

**固大分行政評価事務所** 総務課総務班 2097 - 532 - 3715

# 大分県行政書士会無料相談会 2月17日水

日時

場所 **過**大分県行政書士会事務局 相談内容 遺言・遺産相続 分県住宅供給公社ビル3階 不動産関連・その他 大分市城崎町1‐2‐3 大分県行政書士会 午後1時~4時

# 消費者ホットライン

2097 - 537 - 7089

3月2日火・5日金・9日 談窓口につながり、消費生活 でも「消費者ホットライン」 の相談窓口がわからない場合 ブルに直面した際に、お近く に電話をかけると、身近な相 消費生活における各種トラ